

令和3年第13回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年4月19日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年4月19日(月) 午前10時00分から午前10時35分

2. 開催場所 美幌町民会館 3F 中ホール

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君
13番	石 田 力 司 君		16番	佃 徹 君
17番	田 村 秀 司 君		18番	木 村 勝 彦 君
19番	鎌 仲 照 幸 君	会 長	20番	千 葉 正 美 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	田 中 三智雄 君	主査	矢 野 豊 君
主事補	仲 紅 美 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

議事日程

令和3年第13回 美幌町農業委員会総会
令和3年4月19日 午前10時00分開会

- | | | |
|---------|--------|---|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第23号 | 第5回 振興部会会議結果報告について |
| 日 程 第 6 | 報告第24号 | 第4回 農地部会会議結果報告について |
| 日 程 第 7 | 報告第25号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 8 | 議案第54号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 9 | 議案第55号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第10 | 議案第56号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日 程 第11 | 議案第57号 | 現況証明願について |
| 日 程 第12 | 協議第6号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第13回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号7番 山岸委員、同じく議席番号8番 武田委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と仲主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案4件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号14番 日並 洋委員、同じく議席番号15番 中村委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。その中から紋別市で開催のオホーツク農業委員会連合会総会の内容について報告します。総会では令和2年度の事業報告・収支決算、令和3年度の事業計画、収支予算について、原案のとおり承認決定されました。この会議の資料につきましては事務局に保管してありますので、必要があればご覧いただきたいと思います。また、オホーツク優良農村青年の受賞者についても報告します。令和2年度は昭野の仙頭 佳斉さん、日並の加藤一馬さんのお二人が受賞されました。なお、表彰式については昨年度に引き続き中止となったことからお名前だけの報告とさせていただきます。以上で報告を終わります。
会 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第23号「第5回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。
振興部会長	第5回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会 部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和3年3月25日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉 豊和。美幌町農業委員

事務局	<p>会 会長 千葉 正美 様。記。1、案件 (1) 令和2年度 振興部会所掌事務報告について。(2) 令和3年度 振興部会所掌事務(案)について。(3) 令和3年度 道内視察研修について。2、開催日時 令和3年3月25日 木曜日 午後2時32分から午後2時47分。3、開催場所 議会第1、第2議員控室。4、出席者 わたくしほか計10名、千葉会長、事務局 矢野総務担当主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。</p>
議長	<p>会議結果についてご報告致します。(1) 令和2年度 振興部会所掌事務報告につきましては議案参考資料1ページの事務について報告しまして承認されております。(2) 令和3年度 振興部会所掌事務(案)につきましては議案参考資料2ページの計画について提案しまして承認されております。(3) 令和3年度 道内視察研修につきましては協議の結果、昨年度に引き続きではありますが新型コロナウイルス感染拡大防止により、令和3年度の道内視察研修は中止と致します。また、令和4年度の道外視察研修のため、来月の5月報酬より、毎月の積立額を5千円から1万円に引き上げることとしております。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、報告第23号「第5回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第6、報告第24号「第4回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。</p>
農地部会長	<p>第4回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会 部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。</p> <p>令和3年3月25日。美幌町農業委員会 農地部会長 寺本 恵二。美幌町農業委員会 会長 千葉 正美 様。記。1、案件 (1) 令和2年度 農地部会事業報告について。(2) 令和3年度 農地部会事業計画(案)について。2、開催日時 令和3年3月25日 木曜日 午後2時31分から午後2時41分。3、開催場所 議会委員室。4、出席者 寺本部会長ほか計9名、事務局 佐々木事務局長、荒木総務担当。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>会議結果についてご報告致します。(1) 令和2年度 農地部会事業事務につきましては議案参考資料3ページと4ページの事務について報告しまして承認されております。(2) 令和3年度 農地部会事業計画(案)につきましては議案参考資料5ページから9ページまでの計画について提案しまして承認されております。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第24号「第4回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第7、報告第25号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案8ページと9ページ</p>

	<p>の6法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。以上よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第25号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号102号。</p>
事 務 局	<p>内容番号102号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願ひます。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案11ページをご覧願ひます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年4月20日から令和8年4月30日までの5年間、利用調整日は令和3年2月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。</p>
1 2 番	<p>内容番号102号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で酪農を営み、およそ50頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号102号は適当と認めます。</p> <p>議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号34号。</p>
事 務 局	<p>内容番号34号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願ひます。本件は個人から法人への賃貸借案件でございます。</p> <p>貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧願ひます。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料14ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>

3 番 内容番号34号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが代表取締役を務める法人に使用貸借していた農地を賃貸借に切り替えるものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品のほか、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月29日、日並 洋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号34号は適当と認めます。
内容番号35号。

事 務 局 内容番号35号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。本件は賃貸借案件でございます。

貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料16ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

3 番 内容番号35号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さん自宅横の農地を〇〇が賃貸で借りるものです。〇〇は農地所有適格法人として野菜を中心に作付けし、堅実に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月29日、日並 洋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号35号は適当と認めます。
内容番号36号。

事 務 局 内容番号36号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。本件も賃貸借案件でございます。

貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から3年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料18ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

8 番 内容番号36号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は離農された〇〇さんが自作地として残していた農地を〇〇さんが賃貸で借りるものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月31日、小林委員とわたくしで確認しておりますので

	<p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号36号は適当と認めます。</p> <p>議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号5号。</p>
事 務 局	<p>内容番号5号についてご説明致します。参考資料は20ページから22ページをご覧ください。本件は農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。</p> <p>申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内にある農地であります。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和3年7月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号5号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため農舎が必要となったもので申請地には効率的な作業ができるよう既存の農舎の周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており現地の状況からみて、やむを得ないものであると3月29日、日並 洋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。</p> <p>内容番号6号。</p>
事 務 局	<p>内容番号6号についてご説明致します。参考資料は23ページから25ページをご覧ください。本件も農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。</p> <p>申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内にある農地であります。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和3年12月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
10 番	<p>内容番号6号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎の周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定し、現地の状況からみて、やむを得ないものであると3月28日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。</p> <p>内容番号7号。</p>

事務局 内容番号7号についてご説明致します。参考資料は26ページをご覧願います。本件はカラマツ植林のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、農地区分は農業振興地域内の農用地域外、第2種農地でございます。転用目的はカラマツ植林で計画の概要は〇〇㎡の土地に〇〇本のカラマツの苗木を植えるもので工事期間は許可日から令和3年11月28日までを予定としております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

13番 内容番号7号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この申請地は町の中心部から約1.5kmほど離れた場所にあり、均平した農地の法面部分で現状は雑種地となっております。そのため、崩落などを防ぐ観点からやむを得ないものであると4月4日、安藤委員と確認をしておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号7号は適当と認めます。
議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長 日程第11、議案第57号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号15号。

事務局 内容番号15号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

12番 内容番号15号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この土地は現在、山林となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを3月26日、重清委員、齋藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号15号は適当と認めます。
内容番号16号。

事務局 内容番号16号についてご説明致します。参考資料は29ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10番 内容番号16号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は〇〇さんの住宅及び倉庫の敷地となっているため、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを4月5日、武田委員、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号16号は適当と認めます。 内容番号17号。
事 務 局	内容番号17号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
18番	内容番号17号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は東陽小学校東側の区画整理がされている住宅街の中にあり、建築物はありませんが空き地となっているため、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを3月25日、日並一三委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号17号は適当と認めます。 議案第57号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。
議 長	日程第12、協議第6号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。
事 務 局	協議第6号についてご説明致します。本件は4月5日付けで美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域への編入が4件、農用地区域からの除外が1件、農用地区域の用途区分変更が3件でございます。なお、編入の案件については全てあっせん農地であり、今後、売買の手続きの際に農用地区域内の農地でなければ、農業公社事業の活用ができないため、今回、編入の手続きをとるものでございます。 それでは編入の内容番号10号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。編入の内容番号11号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。編入の内容番号12号についてご説明致します。参考資料は33ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。編入の内容番号13号についてご説明致します。参考資料は33ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。続いて除外の内容番号13号についてご説明致します。参考資料は26ページをご覧ください。本件は先の議案第56号農地法第4条許可申請の内容番号7号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、申請理由は植林のためでございます。続いて用途区分変更の内容番号3号についてご説明致します。議案は20ページ、参考資料は20ページからをご覧ください。本件も先の議案第56号農地法第4条許可申請の内容番号5号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農舎建設のためでございます。用途区分変更の内容番号4号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧ください。本件も先の議案第56号農地法第4条許可申請の内容番号6号でご審議いただいた案件で

ございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農舎建設のためでございます。用途区分変更の内容番号5号についてご説明致します。参考資料は34ページをご覧ください。本件は昨年12月総会に報告第16号にて報告いたしました、農地法第4条許可の取消を行った案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農舎建設の際に農業用施設用地として用途区分変更申請を行ったが農舎建設が中止となったため、再度、農用地区域に戻すためでございます。

今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第6号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第13回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦勞様でした。

閉会 午前10時35分